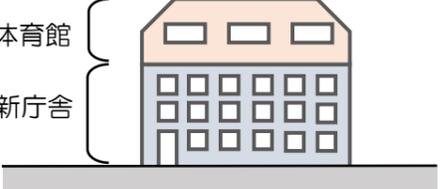
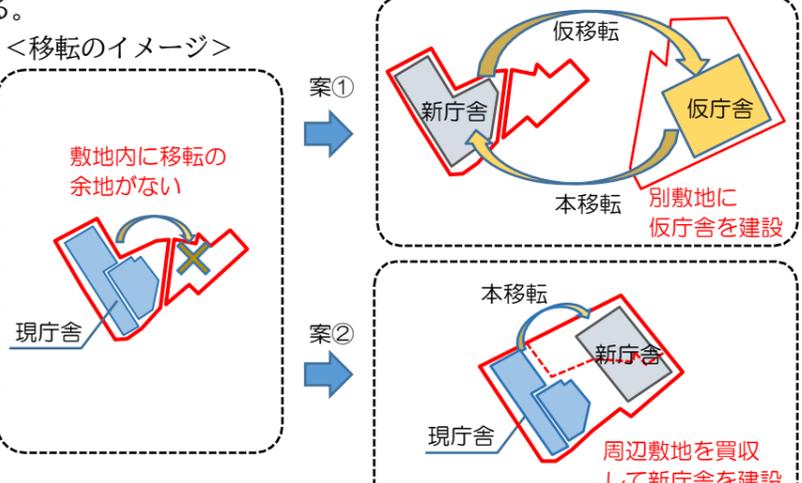


●各敷地の配置条件とモデルプランの考え方

	① 大月駅北 JR 変電所跡地	② 大月短期大学敷地	③ 大月市役所本庁舎
敷地の航空写真			
配置の条件とモデルプランの考え方	<p>配置条件：駅前広場</p> <p>当該敷地は都市計画道路の整備と合わせて駅前広場の整備が予定されている。駅前広場は現在拡幅整備中の大月都市計画道路中3・6・4号大月駅裏通り線と接続し、駅北地域の交通結節点として機能するほか、バス等の大型車両の回頭のためにも必須であるため、庁舎の配置にあたっては、駅前広場との共存を考えなければならない。</p> <p>【モデルプランの考え方】</p> <p>地表面のほぼ全域を駅前広場が占めるため、庁舎の配置にあたっては、ペDESTリアンデッキ（人工地盤）などによる、立体化を検討する。</p> <p>配置の条件とモデルプランの考え方</p> <p><駅前広場と新庁舎の整備イメージ></p> 	<p>配置条件：大月短期大学</p> <p>当該敷地は稼働中の大月短期大学の敷地であり、庁舎の配置にあたっては、短期大学の機能配置との共存を考えなければならない。また、校舎1は2017年に建築された新校舎であり、除却する事は出来ない。また、短期大学の運営上、現在の広さと同等のグラウンドが必要であり、グラウンド部分は極力残す必要がある。</p> <p>【モデルプランの考え方】</p> <p>旧耐震基準の建築物である老朽化した体育館・部室棟を除却、テニスコート部分の敷地と合わせて庁舎建設用地とする。除却した体育館については庁舎の上層階部分に新築する。</p> <p><イメージ></p>  <p><新庁舎と体育館のイメージ></p> 	<p>配置条件：現庁舎</p> <p>当該敷地は現在の市役所の敷地となっており、また敷地に余裕がないため、現庁舎を運用しながら新庁舎を建設する余地がない。また、駐車場用地の大部分は民間敷地の借地となっており、庁舎運営の継続性の面で課題がある。</p> <p>新庁舎の配置にあたっては、本館の除却の前に受け皿となる仮庁舎を用意する必要がある。</p> <p>【モデルプランの考え方】</p> <p>案①：仮庁舎は別敷地（JR 駅北敷地など）にリース方式で建設し、仮庁舎の完成後、庁舎機能を仮庁舎に移転、現庁舎を除却し、新庁舎の建設を行う。</p> <p>案②：現庁舎周辺の用地を買収し、敷地を拡張したうえで、現庁舎の東側に新庁舎を建設、新庁舎完成後に新庁舎へ移転し、現庁舎を除却する。</p> <p><移転のイメージ></p> 

※航空写真は「地理院地図（電子国土Web）」を加工